

東京医療保健大学和歌山看護学部将来構想委員会規程

(趣 旨)

第1条 和歌山看護学部の将来構想の企画立案等について審議するため、将来構想委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 将来計画の企画立案に関する事項
- (2) 研究及び教育体制に関する事項
- (3) 組織及び運営に関する事項
- (4) その他、将来構想に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学部教授会において任命する専任教員
- (2) 和歌山事務部長
- (3) 和歌山事務部学生募集担当部長
- (4) その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(専門委員会)

第5条 委員会には、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。